

難病指定医の申請について

難病指定医について	…	P1
難病指定医の申請について	…	P2
難病指定医の研修について	…	P3
難病指定医の申請に関する書式	…	P5
難病指定医 専門医リスト	…	P10
申請受付保健所一覧	…	P11

令和8年度に更新手続きが必要な方は、令和3年4月から令和4年3月に指定を受けた医師です。有効期間満了日の1~3か月前から更新手続きをお願いします。

このパンフレットは、筑波大学附属病院 難病医療センターのホームページに掲載しています。
問い合わせ・案内や書式等のダウンロードを行う場合、URLを活用すると便利です。
[難病医療センターホームページ](http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou/)

URL <http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou/>

QRコード →



難病指定医について

指定難病にかかっている患者の方は、都道府県知事の定める医師(指定医)の作成した臨床調査個人票(診断書)を添えて支給認定の申請をする必要があり、指定医以外の医師による診断書は認められません(診断書作成の前に指定を受ける必要があります)。

【注意】

「指定医」と「指定医療機関」は別の指定になります。「指定医療機関」に勤務する医師であっても、「指定医」の指定を受けなければ、国指定難病の臨床調査個人票(診断書)を作成することはできません。

難病指定医の役割

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること
- 患者データ(診断書の内容)を難病小慢データベースに登録すること

【責務】

- 難病指定医(研修資格該当)及び協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があったときは、変更事項及びその年月日を届け出る必要があります。

【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です(5年ごとに更新手続が必要です)。指定書の有効期間をご確認のうえ、有効期間満了日の1~3ヶ月前くらいに更新手続きをしてください。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年十一月十二日)

(指定医の指定の更新)

第十七条 指定医(専門医の資格を有する難病指定医を除く。)は、指定医の指定を受けた日から五年を超えない日までの間に、第十五条第一項各号に掲げる指定医の区分に応じ当該各号の都道府県知事が行う研修を受けなければならぬ。ただし、当該五年を超えない日までの間に実施されるいづれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存すると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

2 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

難病指定医の要件と区分

区分	要 件	新規認定の診断書	更新認定の診断書
難病指定医 1 あるいは 2 を満たすこと。	1 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、 <u>関係学会の専門医の資格</u> を有していること。(10ページ「専門医リスト」参照) 2 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、 <u>県の実施する研修(※)</u> を修了していること。 ※研修(3、4ページ参照) 1~2日程度の研修(実施時期や申込方法等の案内は各都道府県のHP等で行っている。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
協力難病指定医	診断又は治療に5年以上従事した経験があり、 <u>県の実施する研修(※※)</u> を修了していること。 ※※研修(3、4ページ参照) 1~2時間程度の研修(実施時期や申込方法等の案内は各都道府県のホームページで行っている。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

◎難病指定医:新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能。

◎協力難病指定医:更新申請用の診断書のみ作成可能。

茨城県難病指定医に関するホームページ

指定後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を茨城県が公表します。

(協力)難病指定医の登録状況(毎月更新されます)等の指定医に関することは次のURL又はQRコードから案内できます。

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanryo/siteiiryoukikann.html#siteii>

検索ワード：茨城県難病指定医

QRコード →



新規申請

難病指定医の指定を受けていない医師は、診断書作成前に新規申請手続きが必要です。

申請手続

- ① 指定医指定申請書(兼経歴書) 様式第1号(5ページ)
- ② 医師免許証の写し
- ③ 次のA, Bのいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し(10ページ「専門医リスト」参照)
 - B 知事が行う研修を修了したことを証する書類
 - ・難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
 - ・難病指定医研修会(筑波大学附属病院が行うweb研修会)

※知事が行う研修については3ページ参照

※協力難病指定医は研修受講の修了証で指定医申請が可能です。

※主として指定難病の診断を行う医療機関の管轄で指定を受けることで、全国で診断書の作成が可能です。

更新申請

申請は、有効期間が終了する1~3か月前くらいを目安に行ってください。

難病指定医(協力難病指定医)有効期間は、**指定を受けた日から5年間**です。

更新申請手続

- ① 指定医指定更新申請書 様式第2号(7ページ)
- ② 該当する指定の区分に応じて、次のA, Bのいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し(10ページ「専門医リスト」参照)
 - B 県の実施する研修を修了したことを証する書類
 - ・難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
 - ・難病指定医研修会(筑波大学附属病院が行うweb研修会)

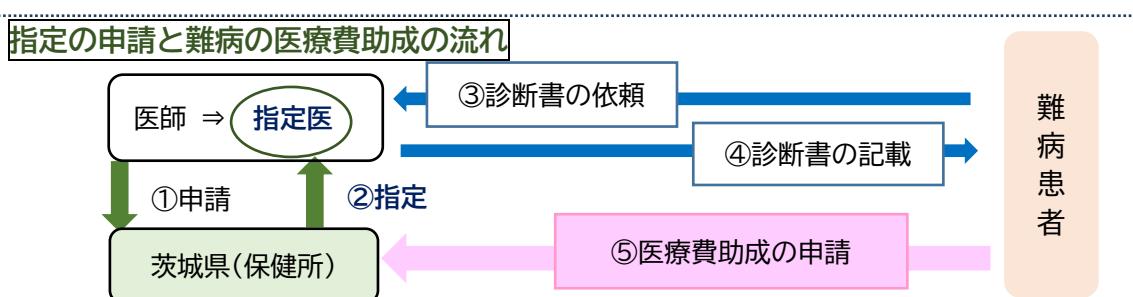
*更新申請時に更新日(現有効期限の翌日)から過去5年以内に受講した研修の修了証の写しを添付

指定後の手続きについて

○茨城県外で指定を受けている医師が主な勤務先を茨城県内の医療機関に変更する場合 指定医指定申請書(兼経歴書)(様式第1号)(5ページ)

○指定内容の変更がある場合 指定医変更届出書(様式第3号)(8ページ)
医師氏名、現住所、連絡先、医籍の登録番号、医籍の登録年月日、担当する診療科名、
主として指定難病の診断を行う医療機関

○主な勤務先を茨城県外の医療機関に変更する場合 指定辞退届(様式第4号)(9ページ)



*指定医オンライン研修

関係学会の専門医の資格を有しない医師が難病指定医の指定を（更新）申請する場合もしくは、協力難病指定医の指定を（更新）申請する場合に必要な研修については、オンラインで受講することができます。

受講を希望する場合には、以下の1. 2いずれかにアクセスしてお申し込みください。

1 難病指定医向けオンライン研修（厚生労働省）

- ① 茨城県保健医療部疾病対策課 「難病対策「難病指定医について」」のホームページをご覧ください。(次のURL又はQRコードから案内できます。)
URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanryo/siteiiryoukikann.html#siteii>

検索ワード：茨城県難病指定医

QRコード →



※オンライン研修を初めて受講する方は「指定医オンライン研修サービスの使い方ガイド」を参照してください

指定医オンライン研修について

関係学会の専門医の資格を有しない医師が難病指定医の指定を（更新）申請する場合もしくは、協力難病指定医の指定を（更新）申請する場合に必要な研修については、オンラインで受講することができます。

以下の手順で、研修を受講してください。

詳しい受講方法については、以下の使い方ガイドを参照してください。

使い方ガイドを
参照ください

[PDF 指定医オンライン研修サービス使い方ガイド \(PDF: 1,255KB\)](#)

② 指定医オンライン研修のユーザー登録

受講申し込み(ユーザー登録)をしますので「受講申し込みはこちら」をクリックしてください。

既にIDとパスワードの発行を受けている方は次に進んでください。

1.受講申し込み (ユーザー登録)

以下のリンクをクリックして、ユーザー登録を行ってください。

[受講申し込みはこちら \(外部サイトへリンク\)](#)

③ 研修システムへログインし受講する

2.研修システムへのログイン・受講

ユーザー登録完了の通知メールを受信したら、メール本文に記載されているURLもしくは以下のリンクから研修システムにアクセスし、必要な研修を受講してください。

[オンライン研修システム入口](#) (既にIDとパスワードの発行を受けている方はこちらから)

④ 修了証の印刷

研修受講が完了しましたら、修了証を印刷してください。

⑤ 指定（更新）申請手続き

指定（更新）申請書を作成し、印刷した修了証を添付して医療機関の所在地を管轄する保健所（11ページ参照）へご提出ください。

2 【筑波大学附属病院 難病医療センター主催】「難病診療に携わる医療従事者に対する研修会」オンデマンド配信について

筑波大学附属病院難病医療センターでは、難病診療に携わる人材を育成する目的で、「難病の病態や治療、疾患の特性の理解、療養支援等に関する専門的な知識・技術を習得できる」ための医療従事者向け研修会を開催しております。

本研修は、難病指定医・協力難病指定医の申請に必要な単位（時間）が取得できる研修となっております。

この講話を受講することにより、専門医の資格がなくても、診断治療に5年以上従事した経験があり研修の規定単位を取得すれば、**研修修了者として難病指定医・協力難病指定医の指定申請をすることができます。（茨城県より受講終了者に修了証が交付されます。）**

また、研修内容には臨床調査個人票の記載や代表的な指定難病の診断や新しい治療方法について受講することができます。

受講申し込みは、次のURLまたはQRコードから「申込書」（web配信申込フォーム）にてお申し込みください。

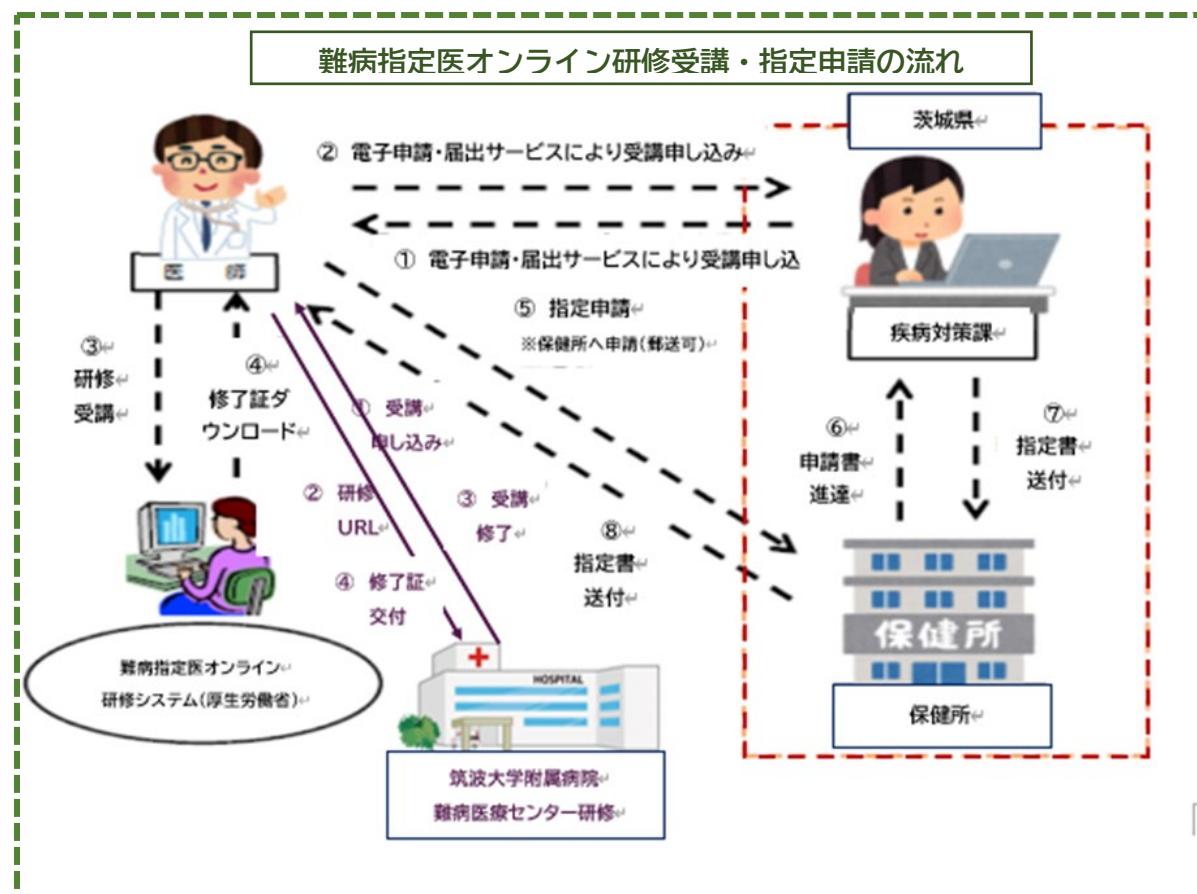
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.hosp.tsukuba.ac.jp%2Fwp-content%2Fuploads%2F2025%2F10%2Fapplication_2025blooddisorders.docx&wdorigin=BROWSELINK

URL↑

QRコード →



3 研修から(協力)難病指定医申請の流れ



指定医指定申請書（兼経歴書）

年 月 日

茨城県知事 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定による指定医の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定医の区分	1 難病指定医		2 協力難病指定医		
現 住 所	〒				
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日		年 齡	歳	
連 絡 先	電 話 番 号				
	メールアドレス				
医籍の登録番号	第 号	医籍の登録年月日	年 月 日		
担当する診療科名					
① 難 病 指 定 医	認定を受けている専門医の名称		専門医の認定機関（学会名）		
	名称	(有効期限 年 月)	学会名	(加入年月 年 月)	
	名称	(有効期限 年 月)	学会名	(加入年月 年 月)	
	研 修 の 修 了 日	年 月 日			
受 講 番 号					
② 協 力 難 病 指 定 医	研 修 の 修 了 日	年 月 日			
	受 講 番 号				
主として指定難病の診断を行う医療機関	名称				
	所在地	〒	茨城県		
経 歴 書 摘	従事した期間	従事した病院等の名称			
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				

指定書の送付先（※「主として指定難病の診断を行う医療機関」の欄に記載された名前及び所在地以外への送付を希望する場合に記載すること。）

備考 1 経歴書の「従事した期間」の欄は、月単位で記入すること。

2 次の書類を添付すること。

①「医師免許証の写し」

②「専門医に認定されていることを証する書類の写し」又は「研修を修了したことを証する書類の写し」

様式第1号 ダウンロード

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.ibaraki.jp%2Fhokenfukushi%2Fyobo%2Fshitpei%2Fyobo%2Fnanbyo%2Fdocuments%2F01_siteisiteisineish1.docx&wdOrigin=BROWSELINK

URL↑

QRコード →



記入例

指定医指定申請書（兼経歴書）

令和××年××月××日

茨城県知事 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条
で申請します。

1または2のいずれかに○をつけてください。

を添え

指定医の区分		<input checked="" type="radio"/> 1 難病指定医	2 協力難病指定医
現 住 所		〒×××-××× 茨城県●●市●● 1-2-3	
氏 名		●● ●●	
生 年 月 日		昭和××年××月××日	年 齡
連 絡 先		電 話 番 号	×××-×××-×××
		メーラアドレス	××@××.××××.××
医籍の登録番号		第×××××××号	医籍の登録年月日 昭和××年××月××日
担当する診療科名		●●●●科	
① 難 病 指 定 医 ※専門医の資格の有無について、「有」又は「無」のいずれかに○を付すこと。		認定を受け 有 (有効期限) 無 研修の修了日 平成 年 月 日 受 講 番 号	
② 協 力 難 病 指 定 医		研修の修了日 平成 年 月 日 受 講 番 号	
主として指定難病の診断を行う医療機関		名称 ●●●●病院 所在地 〒×××-××× 茨城県●●市●● 4-5-6	
経歴書欄	診断又は治療に従事した経歴 (5年以上)	従事した期間	従事した病院等の名称
		H24年4月～H26年3月	▲▲▲▲病院
		H27年4月～R3年1月	●●●●病院
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

指定書の送付先（※「主として指定難病の診断を行う医療機関」の欄に記載された名称及び所在地以外への送付を希望する場合に記載すること。）

備考 1 経歴書の「従事した期間」の欄は、月単位で記入すること。

2 次の書類を添付すること。

①「医師免許証の写し」

②「専門医に認定されていることを証する書類の写し」又は「研修を修了したことを証する書類の写し」

指定医指定更新申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定による指定医の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

指定医の区分		1 難病指定医	2 協力難病指定医
① 難病指定医 ※現在の指定医の認定区分について、いずれかに○を付すこと。	専門医	認定を受けている専門医の名称 名称 (有効期限 年 月)	専門医の認定機関(学会名) 学会名 (加入年月 年 月)
	研修	研修の修了日 受講番号	年 月 日
		研修の修了日 受講番号	年 月 日
② 協力難病指定医			

指定書の送付先(※「主として指定難病の診断を行う医療機関」以外への送付を希望する場合に記載すること。)

備考

- 難病指定医の更新申請については、該当する区分に応じて「専門医に認定されていることを証する書類の写し」又は「難病指定医の研修修了を証明する書類の写し」のいずれかを添付すること。
- 協力難病指定医の更新申請については、「協力難病指定医の研修修了を証明する書類の写し」を添付すること。

(以下は変更事項がある場合に記入してください。)

□ 氏名	年 月 日	
□ 現住所	〒	
□ 連絡先	電話番号	年 月 日
	メールアドレス	
□ 医籍の登録番号		
□ 医籍の登録年月日	年 月 日	
□ 担当する診療科名		
□ 主として指定難病の診断を行う医療機関	名称	
	所在地	〒 茨城県

備考

- 変更のあった事項の□の中にし印を付し、変更後の内容を記載すること。
- 医籍の登録番号又は医籍の登録年月日の変更がある場合は、医師免許証の写しを添付すること。
- 氏名の変更がある場合は、当該変更を証明する書類(住民票の写し等)を添付すること。

様式第2号 ダウンロード

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.ibaraki.jp%2Fhokenfukushi%2Fyobo%2Fshitei%2Fyobo%2Fnanbyo%2Fdocuments%2F02_siteikousinsinseisho.docx&wdOrigin=BROWSELINK

URL↑

QRコード →



指定医変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定による指定医の指定について、次のとおり申請内容の変更があったので届け出ます。

変更年月日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 医師氏名			
<input type="checkbox"/> 現住所	〒		
<input type="checkbox"/> 連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
<input type="checkbox"/> 医籍の登録番号	■■■■■	■■■■■	■■■■■
<input type="checkbox"/> 医籍の登録年月日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 担当する診療科名			
<input type="checkbox"/> 主として指定難病の診断を行う医療機関	名称		
	所在地	〒	

備考

- 1 変更のあった事項の□の中に印を付し、変更後の内容を記載すること。
- 2 医籍の登録番号又は医籍登録年月日の変更がある場合は、医師免許証の写しを添付すること。
- 3 氏名の変更がある場合は、当該変更を証明する書類（住民票の写し等）を添付すること。

様式第3号 ダウンロード

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.ibaraki.jp%2Fhokenfukushi%2Fyobo%2Fshitpei%2Fyobo%2Fnanbyo%2Fdocuments%2F03_siteiienko_utodoke.docx&wdOrigin=BROWSELINK

URL ↑

QRコード →



様式第4号

指定辞退届

年 月 日

茨城県知事 殿

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第1項の規定に基づき、指定医の指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する年月日	年 月 日
指定を辞退する理由等	

様式第4号 ダウンロード

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.ibaraki.jp%2Fhokenfukushi%2Fyobo%2Fshitpei%2Fyobo%2Fnanbyo%2Fdocuments%2F04_siteijitaitodoke.docx&wdOrigin=BROWSELINK

URL↑

QRコード →



厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格一覧(令和6年6月17日現在)

【専門医リスト】

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医
日本外科学会	外科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本周産期・新生児医学会	新生児専門医 母体・胎児専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本病理学会	病理専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄病専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本専門医機構	内科専門医 小児科専門医 皮膚科専門医 精神科専門医 外科専門医 整形外科専門医 産婦人科専門医 眼科専門医 耳鼻咽喉科専門医 泌尿器科専門医 脳神経外科専門医 放射線科専門医 麻酔科専門医 病理専門医 臨床検査専門医 救急科専門医 形成外科専門医 リハビリテーション科専門医 総合診療専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医		
日本循環器学会	循環器専門医		
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		
日本血液学会	血液専門医		
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医		
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		
日本腎臓学会	腎臓専門医		
日本肝臓学会	肝臓専門医		
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		
日本感染症学会	感染症専門医		
日本老年医学会	老年科専門医		
日本神経学会	神経内科専門医		
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		
日本呼吸器外科学会			
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医		
日本心臓血管外科学会			
日本血管外科学会			

専門医 URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanryo/documents/sennmoni.pdf>

(官報令和6年6月17日号外第145号 厚生労働省告示第221号)

QRコード →



保健所一覧 難病指定医の申請する保健所

診療に主に従事する医療機関の所在地を管轄する保健所になります

保健所名	所在地	担当区域	電話番号
中央保健所	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2	水戸市・笠間市・小美玉市・ 茨城町・大洗町・城里町	029-241- 0100
ひたちなか保健所	〒312-0005 ひたちなか市新光町 95	ひたちなか市・東海村・ 常陸太田市・常陸大宮市・ 那珂市・大子町	029-212- 7272
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町 2978-1		0295-52- 1157
日立保健所	〒317-0065 日立市助川町 2-6-15	日立市・高萩市・北茨城市	0294-22- 4188
潮来保健所	〒311-2422 潮来市大洲 1446-1	鹿嶋市・潮来市・神栖市・ 行方市・鉾田市	0299-66- 2118
潮来保健所 鉾田支所	〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎分庁舎 1F		0291-33- 2158
竜ヶ崎保健所	〒301-0822 竜ヶ崎市 2983-1	龍ヶ崎市・取手市・牛久市・ 守谷市・稻敷市・河内町・ 利根町・美浦村・阿見町	0297-62- 2172
土浦保健所	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46	土浦市・石岡市・かすみがう ら市	029-821- 5398
つくば保健所	〒305-0035 つくば市松代 4-27	常総市・つくば市・つくばみ らい市	029-851- 9287
筑西保健所	〒308-0841 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎 1F	結城市・筑西市・桜川市・下 妻市・八千代町	0296-24- 3914
古河保健所	〒306-0005 古河市北町 6-22	古河市・坂東市・五霞町・境 町	0280-32- 3062

この印刷物に関する問い合わせは 筑波大学附属病院 難病医療センター までお願いします

〒305-8576 茨城県つくば市天久保 2-1-1

TEL 029-853-7580 Fax 029-853-7581

E-mail nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp

URL <https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou/>

QRコード→

